

大津市公報

平 成 30 年 12 月 28 日 号 外 (第 73 号)

発行所 大 津 市 役 所 発行人 大 津 市 毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目

次

企業局告示

企 業 局 告 示

大津市企業局告示第16号

大津市と滋賀県との間における下水汚泥処理事務委託に関する規約(平成21年制定)の一部を次のとおり変更したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、告示する。

平成30年12月28日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

大津市と滋賀県との間における下水汚泥処理事務委託に関する規約の一部を改正する規約 大津市と滋賀県との間における下水汚泥処理事務委託に関する規約(平成21年制定)の一部を次のように改正

第3条中「収入および支出」を「収益および費用」に、「滋賀県流域下水道事業特別会計」を「滋賀県琵琶湖 流域下水道事業会計」に改める。

付 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。